

公益社団法人自動車技術会 個人情報保護規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第45条の規定に基づき、個人情報保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他符号、画像もしくは音声等により当該個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。
- (2) 本人 一定の情報によって識別される、又は識別され得る特定の個人をいう。
- (3) 個人情報保護管理者 この規則の実施および運営に関する責任と権限をもつ者をいう。
- (4) 個人情報保護担当者 個人情報保護管理者によって指名された者であつて、個人情報の管理に関する責任と権限をもつ者をいう。
- (5) 利用 個人情報を処理すること。
- (6) 提供 個人データを利用可能な状態にすること。
- (7) 本人の同意 本人が取得、利用又は提供に関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の取得、利用又は提供について承諾する意思表示を行うことをいう。ただし、本人が満18歳未満の場合は、親権者又は同居の成年者等の同意を得たことをいう。
- (8) 利用目的 個人情報の利用および提供の範囲を定め、本人の同意の対象となるものをいう。
- (9) 委託 本会外の者に情報処理等を依頼するために本会が保有する個人情報を預けること。
(対象となる個人情報)

第3条 この規則は、コンピュータ・システムにより処理されているか否か、および書面に記録されているか否かを問わず、本会において取り扱われる個人情報を対象とする。

(個人情報の利用目的の特定)

第4条 本会は、前条に定める個人情報を取得又は委託する場合に、その利用の目的をできる限り特定する。

第2章 個人情報の取得に関する措置

(取得範囲の制限)

第5条 個人情報の取得は、本会の正当な活動の範囲内で、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

(取得方法の制限)

第6条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第7条 次に掲げる種類の内容を含む個人情報については、これを取得し、利用又は提供してはならない。ただし、当該情報の取得、利用又は提供についての本人の明確な同意がある場合、法令に特段の定めがある場合又は司法手続上必要不可欠である場合においては、この限りでない。

- (1) 思想、信条および宗教に関する事項。
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在地都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害・犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項。
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉およびその他の政治的権利の行使に関する事項。

(4) 集団示威行為への参加、請願権行使、およびその他の政治的権利の行使に関する事項。

(本人から直接取得する場合の措置)

第8条 本人から個人情報を取得する場合には、本人に対して、少なくとも、次に掲げる事項を書面又はこれに代わる方法により通知又は公表し、当該情報の取得、利用、又は提供に関する同意を得るものとする。ただし、本人が次に掲げる事項の通知又は公表を受けていることが明白である場合は、この限りでない。

(1) 本会の個人情報保護管理者又はその代理人の氏名又は職名、所属および連絡先

(2) 個人情報の取得および利用の目的

(3) 情報処理を委託する等の目的のため、個人情報を外部に委託することが予定されている場合には、その旨

(4) 個人情報の提供に関する本人の任意性および当該情報を提供しなかった場合に生じる結果

(5) 個人情報の開示を求める権利および開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在ならびに当該権利を行使するための具体的方法

(6) 第三者への個人情報の提供の目的

(本人以外から間接取得する場合の措置)

第9条 本人以外から間接的に個人情報を取得する際には、本人に対して、少なくとも、前条第1号から第6号までに掲げる事項を書面又はこれに代わる方法により通知又は公表する。

第3章 個人情報の利用および提供に関する措置

(利用および提供の原則)

第10条 個人情報の利用および提供は、本人が同意を与えた利用目的の範囲内で行われなければならない。なお、法令の定め該当する場合は、その限りではない。

(利用目的を変更する場合の措置)

第11条 利用目的を変更する場合は、変更された利用目的について第8条に掲げる事項を書面又はこれに代わる方法により本人に通知又は公表するものとする。

第4章 個人情報の適正管理義務

(個人情報の正確性の確保)

第12条 個人情報は利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報利用の安全性の確保)

第13条 個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、技術面および組織面において合理的な安全対策を講ずるものとする。

(個人情報の秘密保持に関する者の責務)

第14条 個人情報の取得、利用又は提供に従事する者は、法令の定めおよびこの規則に従い、個人情報の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。

(個人情報の委託処理に関する措置)

第15条 本会が、情報処理を委託する等のため個人情報を外部に提供する場合においては、十分な個人情報の保護水準を提供する者を選定し、契約等により、個人情報保護管理者の指示の遵守、個人情報に関する秘密保持、再提供に関する秘密の保持、事故時の責任分担および契約終了時の個人情報の返却および消去等を担保するものとする。

第5章 自己情報に関する本人の権利

(自己情報に関する権利)

第16条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として1カ月以内にこれに応ずる。

ただし、内容および本人確認をし、本人からのものであることが確認できたときに限る。又は開示の結果、事実に反する情報が確認された場合で、本人から訂正又は削除を求められた場合は、原則として1カ月以内にこれに応ずるものとする。

2 前項において、対応に1カ月を超える場合は、その旨を本人に通知するとともに、対応可能な期間を通知するものとする。

(自己情報の第三者への提供の拒否権)

第17条 本会がすでに保有している個人情報について、本人が第三者への提供を拒否した場合は、これに応ずるものとする。ただし、公共の利益の保護又は本会が保有している個人情報の適正な管理運営のために必要な場合については、この限りでない。

第6章 組織および実施責任

(個人情報保護管理者)

第18条 事務局から1名指名し、個人情報保護管理者としての義務を履行させるものとする。

(個人情報保護管理者の責務)

第19条 個人情報保護管理者は、この規則に定められた事項を理解し、遵守するとともに、個人情報の取得、利用、又は提供に従事する者にこれを理解させ、および遵守させるための教育訓練、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

(個人情報保護管理者による担当者の選任)

第20条 個人情報保護管理者は、前条の責務を果たすため、個人情報保護担当者、苦情・相談窓口担当者およびサーバー担当者を事務局内部から必要数指名し、それぞれの担当者としての義務を履行させるものとする。

(個人情報保護担当者)

第21条 個人情報保護担当者は、この規則に定められた事項を理解し、遵守するとともに、個人情報の取得、利用、又は提供に従事する者にこれを理解させ、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

2 個人情報保護担当者は、この規則に定められた事項を理解し遵守するとともに、職員およびこれに準ずる者にこの規則を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負うものとする。

(苦情・相談窓口担当者の責務)

第22条 苦情・相談窓口担当者は、この規則に定められた事項を理解し、遵守するとともに、会員等からの個人情報に係る問い合わせ・苦情等を受け付けて対応するとともに、相談内容を分析し、事故が発生した場合の再発防止等を検討して、この規則の運営に反映させる責任を負うものとする。

(サーバー担当者の責務)

第23条 サーバー担当者は、事務局内に設置される各サーバー等に対する不正アクセスによる被害について予防、発見および復旧ならびに拡大および再発防止を実行する責任を負うものとする。

第7章 個人情報に対する基本方針

(個人情報保護に対する基本方針-プライバシーポリシー)

第24条 本会は、個人情報保護に対する基本方針を定め、事務局内外にいつでも閲覧できる状態に保持する。

第8章 法令およびその他の規範

(法令およびその他の規範の遵守)

第25条 本会は、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守する。法令が改訂などされた場合や業務の拡大などにより新たに必要とされる場合は、個人情報保護管理者がプライバシーポリシー及び個人情報保護処理基準を最新の状態に維持するように努める。

第9章 懲戒

(定款ならびに規則の適用)

第26条 この規則およびこの規則に基づいて作成された処理基準に故意に違反した者、あるいは自らの職務を適正に遂行していれば違反を知り得たすべての本会役員、職員およびこれに準ずる者は、定款又は就業規則に定めるところにより処分の対象となるものとする。

第10章 処理基準

(処理基準)

第27条 この規則の運用に必要な細則については、企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

附則

- 1 この規則は、2005年7月15日から施行する。
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011年4月1日登記)